

資料 10

都市計画に関する証明手数料について

1 都市計画に関する証明について

都市計画に関する証明（以下、「都市計画証明」という）は、都市計画決定権者・都市計画線管理者として、都市計画の境界線等について、申請者からの求めに応じ、その位置が分かる図面を付して発行するものであり、本市においては、一通 300 円で交付している。
なお、法令等の規定はなく、市が独自で提供するサービスである。

2 これまでの審議経過

都市計画証明については、過去の審議会において、条例で定める手数料と原価計算結果に乖離があり、課題であるとの指摘を受けてきた。

平成 30 年度の定期見直しにおいては、証明自体の必要性や代替措置、適正な料金のあり方について、なお検討の余地があるとし、消費税率改定に伴う事務手数料の見直しに合わせ、方針を決定するとした。

3 原価計算について

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」に基づき、手数料の算定を行うものである。なお、事務手数料については、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、証明書発行等に係る費用については受益者が 100%負担することが妥当であるとしている。また、原価計算結果と条例で定める料金との乖離が 1.5 倍を超える場合には、原則として料金見直しを検討する。

都市計画証明については、「都市計画道路、用途地域、高度地区又は防火地域に関する証明」、「生産緑地、都市計画公園又は地区計画に関する証明」、「納税猶予の特例摘要の農地又は採草放牧地に関する証明」とで3種類の原価計算を行い、資料 11-1～3 のとおり算出された。
※平成 30 年度実績

事項		現在の料金	原価計算	交付件数	要因	参考 (消費税 10%)
都市計画に関する証明	ア 都市計画道路、用途地域、高度地区又は防火地域に関する証明（同時に、生産緑地、都市計画公園又は地区計画に関する証明を受ける場合を含む。）	300 円	6,445 円	111 件	人件費（現地測量等にかかる処理時間により算出）	6,447 円
	イ 生産緑地、都市計画公園又は地区計画に関する証明	300 円	359 円	5 件		359 円
	ウ 納税猶予の特例摘要の農地又は採草放牧地に関する証明	300 円	386 円	3 件		388 円

「都市計画道路、用途地域、高度地区又は防火地域に関する証明」は、従前どおり、現地測量等に時間がかかるため、原価が高額となり、料金と乖離している。一方で、現地測量等が発生しない「生産緑地、都市計画公園又は地区計画に関する証明」、「納税猶予の特例摘要の農地又は採草放牧地に関する証明」については、料金見直しの基準である乖離 1.5 倍を超えておらず適正な範囲にある。

4 証明の必要性について

一部の特定行政庁においては、都市計画証明を廃止し、代替措置として 1/500 の都市計画道路の位置を示す図面等の写しを低廉な料金で交付している例がある。

当市における代替措置について検証を行った。

	代替措置	費用	懸念事項
①	都市計画道路の 1/500 参考図(平成 17 年度版) を流用する	無償	経年により現状と乖離がある
②	都市計画道路の 1/500 参考図を新規に作成する	28,886,000 円	費用(都市計画道路更新作業委託料)が高額である
③	都市計画道路を示した 1/2,500 の道路網図で代用する	無償	現在発行している都市計画証明程度の質が担保できない

上記のとおり、現状で代替措置を採用することが難しく、都市計画線を管理する立場として、引き続き、証明を交付することが望ましいと考える。

5 特定行政庁の状況について

資料 12 のとおり、当市を含む都内 10 市の特定行政庁においては、料金設定は一律ではなく、手数料を 2,000 円とする例や、都市計画証明を廃止し、代替措置として 1/500 の都市計画道路の位置を示す図面等の写しを交付する例もある。

また、その他の市においては、200 円から 300 円で発行しているところが多い。

6 検証の結果

以上のことから、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針(令和元年度改定版)」に基づき、手数料に係る経費の原価計算を行い、証明の必要性や他自治体との料金設定の状況等を踏まえ、検証した結果、「都市計画道路、用途地域、高度地区又は防火地域に関する証明」手数料は 2,000 円に見直し、「生産緑地、都市計画公園又は地区計画に関する証明」及び「納税猶予の特例摘要の農地又は採草放牧地に関する証明」手数料は現行の料金を据置くことが妥当であると考えられる。

	事項	改定前	改定後
都市計画に関する証明	ア 都市計画道路、用途地域、高度地区又は防火地域に関する証明（同時に、生産緑地、都市計画公園又は地区計画に関する証明を受ける場合を含む。）	300 円	2,000 円
	イ 生産緑地、都市計画公園又は地区計画に関する証明	300 円	300 円
	ウ 納税猶予の特例適用の農地又は採草放牧地に関する証明	300 円	300 円